議案番号	件名
提案課名	内容
議案第22号	三田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	【趣旨】 職員の定数管理及び人員配置をより適正に行うことを目的として、定数外に置くことができる職員を追加するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。 【改正内容】 (1) 第2条第2項 定数の外に置くことができる職員を追加 ・配偶者同行休業をしている職員 ・育児休業している職員 ・消防学校で初任教育を受けている職員 ・救命救急士養成所において研修を受けている職員 ・数命救急士養成所において研修を受けている職員 ・数命救急士養成所において研修を受けている職員 (2) 第2条第3項 当該職員が職務に復帰した際の、定数の取り扱いを規定 →職員が職務に復帰した日の属する年度末の末日までは、当該職員を定数の外に置くことができることとする。 【施行期日】 令和3年4月1日